

重要なお知らせ

各 位

平成 24 年 7 月 7 日

佐竹重機株式会社
代表取締役 佐竹 辰夫

関東信越国税局からの更正通知の受領について

佐竹重機株式会社は、本日、関東信越国税局より、当社の取引先から受け取った金銭を申告していなかったとの理由により、平成17年8月期から平成23年8月期の7年間について、同国税局が認定する金額を当社の所得の額とするとの更正通知を受領いたしました。

当社はこの更正処分には理由がないと考えておりますから、不服申立を行う予定であります。

当局による今回の調査において、当社は取引先から受け取った金銭を申告していなかったと指摘されました。

しかしながら当社は、そのような金銭を受け取った事実は一切ありません。

そうであるにも拘らず、結果として、今回このような更正処分を受けるに至ったことは極めて遺憾です。したがって、当社は本件更正処分の取消しを求めて手続きを進めてまいります。

お取引様にはご心配をお掛けしてしまい大変申し訳ございませんが、以上のような次第でございますので、引き続き倍旧のお引立てを賜りたく、何卒よろしく願いいたします。

以上